

愛媛県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業

事項名	質問	回答
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業について	1 愛媛県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の目的は。	県では、昨今の物価上昇にも対応し、また気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害が発生した時においても、介護サービスを円滑に継続することができるよう、災害発生時に必要な設・備品や食材料費等に対する補助を行うものです。
	2 補助対象及び補助単価は。	1. 補助対象者は、所在地が愛媛県内にあり、申請時点において指定等を受けており、運営中の介護事業所等及び介護施設等となります。 2. 各介護事業所等で補助単価が変わりますので、各サービス継続支援事業実施要領をご確認ください。
	3 休止中の事業所は、運営中の事業所に含まれるか。	申請時点で運営している事業所は対象となります。
	4 どのような経費が対象となるか。	各サービス継続支援事業実施要領の別添に示しているとおとりとなりますので、ご確認ください。
	5 事業所は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内にない場合、申請できるか。	本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする事業所が存在する場合、本事業の対象となります。ただし、県外に所在する事業所分については、本事業の対象外であり、申請できません。
	6 指定管理者の管理する介護事業所等や市町が設置した介護事業所等は本事業の対象となるか	本事業の対象となります。
	7 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	2番の補助対象の条件を満たしている場合は、申請することができます。
	8 申請の受付期間はいつまでか。	申請受付期間は、令和8年4月27日（月）～令和8年6月5日（金）としています。
	9 申請書類は何か必要か。	以下の書類をご準備ください。 ①交付申請書 ②事業所・施設別申請額一覧 ③事業実施計画書(事業所単位での提出) ④振込口座情報

本事業に係る申請等について	10	申請書類はどこで入手できるのか。	<p>県ホームページで公開していますので、ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>愛媛県トップページ>キーワードで探す>「サービス継続支援事業」と打込んでいただきますと本事業のホームページに行けますので、そのページからダウンロードできます。</p>
	11	複数の事業所を運営している場合、事業所ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	<p>法人が運営する事業所をとりまとめて1回で申請してください。</p> <p>なお、事業実施計画書については、事業所単位での記載となりますので、ご注意ください。</p>
	12	申請・実績報告書類としての根拠資料は、どうすればよいか。	見積書やレシート等の添付は求めませんが、本事業の開始年度の翌年から起算して、5年間保存をお願いします。必要が生じた場合、提出をお願いすることがございます。
	13	事業実施計画書(個票)に記載のある需用費、役務費、備品購入費の違いは。	<p>需用費とは、消耗品、燃料費、光熱水費等が該当します。</p> <p>役務費とは、保険料や通信運搬費等が該当します。</p> <p>備品購入費とは、長期に使用できる物品の購入に要する経費が該当します。</p>
	14	介護事業所等サービス継続支援事業と介護施設等サービス継続支援事業については、別事業と捉えて、それぞれで申請可能か。	補助対象事業所の条件を満たしていれば申請可能です。2種類の事業をまとめて1つの申請書で行うことになります。事業実施計画書にそれぞれで申請をお願いします。
	15	WEB申請の際、責任者のアドレス及び担当者アドレスは、WEB申請時に登録したメールアドレスがよいのか。	WEB申請時に登録したメールアドレスと同一のものをご記入ください。
	16	介護予防サービスは、補助対象に含まれるか。	対象外です。
	17	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は、補助対象に含まれるか。	対象外です。
	18	介護保険法による医療系みなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。ただし、令和7年9月以降から申請時点までに介護保険の利用者がいない場合は、補助対象外となります。

介護事業所等サービス継続支援事業について	19	基準該当サービス事業所等について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	20	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定するのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。なお、認知症対応型共同生活介護等で短期入所利用を実施している場合も同様で、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助することはありません。
	21	同一事業者が同じ事業所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるのか。	補助対象となります。なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、1つの事業所として補助対象となります。
	22	訪問介護事業所における1月あたり延べ訪問回数や通所介護事業における1月あたり利用人数は、どの期間の人数で判断すればよいか。	令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの1か月平均回数(小数点以下四捨五入)でご判断ください。なお、同期間にサービス提供がない月が存在する場合には、該当月を除きます。同年10月以降に開設した事業所については、事業所開設後から6月間の平均回数でご判断ください。
	23	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックが想定されるが、消耗品費等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおり。
介護施設等に対するサービス継続支援事業	24	対象となる介護施設等とは。	以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護(空所利用型は除く) ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム
	25	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」とはどのような経費を想定しているか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を委託している施設の委託費などが考えられます。セントラルキッチンの利用など、食事の準備を委託している費用も対象となります。
	26	食材費について、利用者負担を行っている施設は、食材費の購入費から利用者負担分を差し引く必要があるか。	利用者負担分を考慮する必要はございません。
	27	施設の定員は、いつの定員か。	定員数は、令和7年4月1日時点の定員としてください。